

事 務 連 絡  
平成21年 9 月 9 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

### 農産物の食品分類について

今般、下記のとおり、検疫所からの違反連絡に対し関係課と協議し、回答したので業務の参考としてお知らせします。

#### 記

##### 1 違反連絡の概要

タイ産の生鮮 YOUNG BLACK PEPPER（コショウの未成熟果実）について、残留農薬に係るモニタリング検査を実施した結果、クロルピリホスが0.14ppm 検出された。

YOUNG BLACK PEPPER は、食品分類上「その他のスパイス」に該当するが、クロルピリホスの残留基準では「その他のスパイス」について「種子、果実、根及び根茎を除く。」とされている。このため、「その他のスパイス（残留基準値：1ppm）」として扱わず、一律基準が適用されるものとして違反連絡がなされた。

##### 2 回答

平成4年10月27日付け衛化第74号において、「果実とは、植物の子房又はその周辺部が成熟したものをいうこと。」と示している。

また、別添に示す平成18年7月5日付け事務連絡により、「スパイスに分類される果実（オールスパイスの果実、コショウの果実等）のうち未成熟のもの取扱いの詳細については追って通知することとしており、未成熟の果実については従前の取扱いどおり果実には分類されないが、全てスパイスに含まれるものとして取扱うようお願いする。」と連絡しているところである。

従って、当該品は未成熟果実であるため、食品分類は「その他スパイス」となり、検出結果（0.14ppm）はクロルピリホスの残留基準値（1ppm）に適合することから、食品衛生法第11条に違反しない。

事 務 連 絡  
平成18年7月5日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部基準審査課

#### 農産物の食品分類について

「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について」（平成17年11月29日付け食安発第1129001号）別添1でスパイスについて定義したところであるが、スパイスに分類される果実（オールスパイスの果実、コショウの果実等）のうち未成熟のものの取扱いの詳細については追って通知することとしており、未成熟の果実については従前の取扱いどおり果実には分類されないが、全てスパイスに含まれるものとして取扱うようお願いする。